

情報通信行政・郵政行政審議会

総会（第21回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年7月1日（火）16時04分～16時20分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員

相田 仁（会長）、佐々木 百合（会長代理）、浅川 秀之、実積 寿也、
滝澤 光正、武田 史子、谷川 史郎、田平 恵、西村 真由美、林 秀弥、
藤井 威生、三浦 佳子、矢入 郁子、若林 亜理砂

（以上、14名）

（2）総務省出席者

阿達 雅志（総務副大臣）、豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、
近藤 玲子（大臣官房審議官）、湯本 博信（総合通信基盤局長）、
吉田 恭子（電気通信事業部長）、井上 淳（事業政策課長）、
岸 洋佑（事業政策課調査官）

（3）事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第3

（1）報告事項

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）について

（2）情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正について

開 会

○相田会長 メール審議で開催されました前回、20回の総会におきまして会長に選出いただきました相田でございます。

それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会第21回総会を開催いたします。

先ほど事務局から御紹介がございましたように、本日は委員17名中、現在13名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議でございますので、皆様、御発言の際はマイクと、可能であればカメラもオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

また、ただいま御紹介がございましたように、本日は阿達総務副大臣に御出席いただいておりますので、御挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿達総務副大臣 ただいま御紹介いただきました総務副大臣の阿達雅志でございます。情報通信行政・郵政行政審議会総会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様には大変御多忙中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。日頃より委員の皆様方には、情報通信や郵政分野をはじめとする総務行政に格段の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

ユニバーサルサービスの確保、公正競争の確保、安全保障の確保等の観点から必要な措置を講ずる、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が本年5月に公布されました。

情報通信行政・郵政行政審議会との関係では、公正競争の確保等の観点から本審議会の意見を聴きながら競争状況等を検証する仕組みや、本審議会が勧告する制度を導入することとしております。本法律により、本審議会は、総務省の施策の根幹を支えていただく場として、今後もますます重要になると考えております。

本日の総会では、本法律の概要を御報告するとともに、本法律の施行に向けて行う情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正について、御審議いただくことといたしております。

皆様方におかれましては、引き続き、情報通信行政及び郵政行政への一層の御協力と御指導をよろしくお願い申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○相田会長 阿達総務副大臣、どうもありがとうございました。

阿達副大臣におかれましては、公務のためこれで退出いただくということでございます。

また、本日の審議に入る前に、先ほど申し上げましたが、前回第20回の情報通信行政・郵政行政審議会総会につきましては、メールでの審議を開催いたしましたので、この場を借りて御報告させていただきます。会長の選出並びに会長代理及び電気通信事業部会のメンバーの指名等が行われ、その内容につきましては総務省ホームページに掲載されておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、報告事項1件と情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正でございます。

初めに、報告事項といたしまして、先ほど副大臣からも御紹介がございましたけれども、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律につきまして、本情報通信行政・郵政行政審議会に関わる改正事項が含まれることから、総務省から御説明をお願いいたします。

なお、質疑応答は、次に事務局から説明する情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正についても御紹介いただいてから、併せて対応させていただければと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○井上事業政策課長 事業政策課の井上でございます。委員の先生方には、日頃より御協力をいただき、誠にありがとうございます。引き続き御指導のほど、何とぞよろしくお願いいたします。それでは、カメラをオフにさせていただきます、説明させていただきますと思います。

資料21-1を御覧ください。資料21-1に基づきまして、先ほど相田会長からお話しいただきました、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。改正の背景でございます。改正につきましては2つ柱がございまして、1つは、1ポツにございますように、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方、こちらについてはNTTの在り方等を含みます。もう1つの柱は、下のほうにございます電気通信番号制度の見直しでございます。

1つ目の柱、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方につきましては、1ポツのところでございますが、2023年8月に情報通信審議会に諮問させていただきました。2024年2月、一次答申、それから今年、2025年2月に最終答申をいただきました。それに基づきまして、下にございますように、2段階に分けて法改正を行ってございます。

第1ステップにおきましては、NTTの研究開発に関する責務の廃止等について、NT

T法の改正により対応いたしました。本日御説明させていただきますのは、この第2ステップでございまして、第2ステップとして掲げられている事項、ユニバーサルサービスの確保等でございます。こちらにつきまして、後ほど簡単に御説明させていただきます。

もう1つの柱は、特殊詐欺等への電話番号の悪用が増加する状況に対応いたしまして、電気通信番号制度の見直しを行うものでございます。

では、2ページを御覧ください。今回の改正法の概要について説明いたします。1つ目はユニバーサルサービスの確保でございます。こちらにつきましては、N T Tの電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務を設けるものでございます。

2つ目は公正競争の確保でございます。こちらにつきましては、具体的にはN T T東西の県域業務規制、これはN T T東西の本来業務を県内通信を行う業務に限定しておるものでございますが、こちらを撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和するものでございます。

これに併せまして、2つ目のポツでございますが、不公平な条件での取引禁止等を明確化するとともに、グループ内の大規模な事業者との合併等につきまして、事後確認の対象とするものでございます。

3つ目は通信インフラの維持・確保でございます。具体的には、N T T東西の電柱・管路といった線路敷設基盤の譲渡等を認可対象とするほか、インフラシェアリング事業者につきまして、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権を付与するものでございます。

3ページを御覧ください。4つ目でございます。4つ目は電気通信番号制度の見直しでございます。こちらにつきましては、番号使用計画の認定の欠格事由といたしまして、特殊詐欺犯を追加するものでございます。

5つ目が事後検証の実施でございまして、こちらが本審議会にお願いするものでございます。内容といたしましては、毎年、規制の遵守状況、競争状況について、審議会の皆様、有識者の先生方の意見を聴きながら検証をさせていただこうというものでございます。これに併せまして、審議会の勧告制度というのも導入したいと考えてございます。

それぞれの改正の施行期日は、6ポツにあるとおりでございますが、事後検証の実施につきましては、5番でございますけれども、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日を施行期日としたいと考えてございます。

4ページから6ページまでは、今、申し上げた1から4までの参考資料でございますので、こちらの説明は割愛させていただきまして、7ページ、本審議会にお願いする検証につきまして説明させていただきたいと思っております。

検証の趣旨につきましては、1つ目の箱にございますように、公正競争の確保を徹底するとともに、市場環境の変化に対応して制度・施策等の見直しを迅速に実施できるようにするため、競争環境や規制の遵守状況等につきまして、総務省が毎年、情報通信行政・郵政行政審議会構成員の皆様の意見を聴きながら、検証する仕組みを法定化いたしました。あわせて、検証を通じまして専門的な知見が蓄積されることとなる本審議会が、その諮問事項に適時に意見することができるよう、審議会の勧告制度を導入いたしました。

参考として、8ページには、これまでの市場検証の仕組みを載せております。

また、9ページについては、関連条文を添付させていただいております。

何とぞよろしくお願いいたします。

○相田会長 ありがとうございます。

続きまして、ただいま御説明がありました改正法のうち、事後検証の実施の部分、特に審議会の勧告制度の導入につきましては、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定を整備する必要があることから、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正についてお諮りしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○石井総務課課長補佐（事務局） 事務局の石井です。引き続き、私から資料21-2、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正について御説明をいたします。

本件は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に向けて、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則について必要な規定の整備を行うものです。

主な改正内容は2点ございます。1点目は、答申及び勧告は、文書をもって行うこと及び当該文書には少数の委員等の意見等を付記することができる旨の規定の追加です。

なお、答申は以前より文書で行っておりますが、規定がございませんでしたので、今回、勧告とともに規定の整備をいたします。

2点目は、電気通信事業部に、委員会の調査すべき事項を分割して調査するため、専門委員会を設置できる旨の規定の追加です。先ほど報告があった通り、電気通信事業法の改正により、競争環境や規制の遵守状況等について、総務省が毎年、当審議会の意見を聴きながら検証する仕組みが法定化されました。この検証を含め、委員会における調査に当たっては、専門的な調査が必要となる場合も見込まれるため、委員会の下部組織として専門委員会を設置し、専門的な調査を可能とするものです。

本議事規則改正の施行期日ですが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の公布の日、すなわち本年5月28日から起算して三月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行することといたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○相田会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの2件の事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、挙手いただければ私のほうから順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

特段の御意見はございませんようですので、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則を御提案いただいた案のとおり改正したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○相田会長 御異議ございませんようですので、案のとおり改正することといたします。

以上で、本日の議題は終了いたしましたけれども、委員の皆様から、何か追加で発言の御希望はございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○石井総務課課長補佐(事務局) 冒頭、13名の委員の御出席と説明いたしましたが、当初の予定どおり14名の委員に御出席いただいておりますので、御報告いたします。

また、引き続いて、電気通信事業部会を開催いたしますので、御所属の委員の皆様は、恐れ入りますが、本会議終了後もそのままでお待ちください。

以上でございます。

○相田会長 それでは、以上で第21回総会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会